

北方領土隣接地域土地改良等関係特定事業補助率差額金 交付要綱

昭和62年3月31日付62構改A第200号
最終改正 令和4年3月31日付3農振第2369号

北海道知事 殿
根室市長 殿
別海町長 殿
中標津町長 殿
標津町長 殿
羅臼町長 殿

農林水産事務次官

- 第1 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号。以下「北方領土特別措置法」という。）第7条に規定する特定事業のうち土地改良等に関するもの（以下「土地改良等関係特定事業」という。）について同条の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率差額金」という。）の交付に関しては、北方領土特別措置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和61年政令第252号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1の土地改良等関係特定事業は、別表1及び別表2に掲げる科目に関する事業とする。
- 第3 別表1に掲げる科目に関する事業について、北海道知事が適正化法第5条の規定に基づき補助率差額金の交付の申請をしようとする場合は、農村振興局長が定める期日までに申請書（別紙様式1）に補助率差額金明細書（別紙様式2）、補助率差額金算定明細書（別紙様式3）及び分担金徴収条件を添えて北海道開発局長に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。
- 第4 別表2に掲げる科目に関する事業について、北海道知事並びに根室市長、別海町長、中標津町長、標津町長及び羅臼町長（以下「市町長」という）が適正化法第5条の規定に基づき、補助率差額金の交付の申請をしようとする場合は、農村振興局長が定める期日までに申請書（別紙様式1）に補助率差額金明細書（別紙様式2）、補助率差額金算定明細書（別紙様式3）及び分担金徴収条件を添えて農林水産大臣に提出しなければならない。

第5 農林水産大臣は、第3第2項による書類の提出又は第4による申請を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、別表1に掲げる事業については北海道開発局長を経由し北海道知事に通知し、別表2に掲げる事業については北海道知事又は市町長に通知する。

第6 農林水産大臣は、適正化法第15条の規定により額を確定する場合、別表1に掲げる事業については北海道開発局長を経由し北海道知事に通知し、別表2に掲げる事業については北海道知事又は市町長に通知する。

別記様式 1

年度補助率差額金申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(別表 1 に掲げる事業にあつては、下段 () 書きで北海道開発局長経由と記載すること。)

(首 長) 氏 名

年度において補助金の額の確定の通知のあつた土地改良等関係開発指定事業について、北方領土隣接地域土地改良等関係特定事業補助率差額金交付要綱第 1 の補助率差額金として金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 1 補助率差額金積算書
- 2 補助率差額金算定明細書
- 3 分担金徴収条例

(注) 添付書類のうち分担金徴収条例について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 2

年度補助率差額金積算書

事業名	年度 (前年度)			年度補助率差額		摘要
	精 算 額		通常負担 割 合 C	引上後の補 助 金 の 額 D	交付申請額 D - B	
	事業費確定額 A	補助金確定額 B				
	円	円	円	円	円	

(注) D 欄には、別記様式 3 の明細書の引上げ後 (B) の項に記載する国庫補助金の額を記入すること。

別記様式 3

年補助率差額金算定明細書

	国庫負担率 引上げ前後 の区分	事業費 確定額	国	道	市町村	その他	摘 要
			補助金 負担率	道費 負担率	市町村費負担率	分担金 負担率	
〇〇〇事業	引上げ前(A)						
〇〇〇事業	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	
適用事業	引上げ前(A)						
	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	
適用外事業							
〇〇地区	引上げ前(A)						
	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	
適用外事業							
〇〇地区 以下同上							
計							
適用事業	引上げ前(A)						
適用外事業	引上げ後(B)		()	() ()	() ()	() ()	

- (注) 1 区分の欄は、別表に掲げる適用事業(目の細分)ごと(事業の一部が適用事業とされている事業についてはその事業)に記載すること。
- 2 引上げ前(A)の項には、この要領に基づく措置をする以前における通常の各欄の当該金額又は率を記載すること。
- 3 国の欄の負担率の()には、2により記載した通常の率に北方領土特別措置法第7条第1号により定める数を乗じて得た率を記載し、それ以外の欄の()にはこれに基づき所要の調整をした当該金額又は率を記載すること。
- 4 引上げ後(B)の項には適用事業(事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業)について3により記載した市町村欄中の負担率とその他の欄の負担率の()の数値(以下「改訂負担率」という。)を合算した率が20%以上であるときは3により記載した各欄の当該金額又は率を記載し、改訂負担率が20%未満であるときは市町村の欄の負担率とその他の欄の負担率を合算した率を20%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。

北方領土隣接地域土地改良等関係特定事業補助率差額金交付要綱(特定事業一覧)

別表 1

項	目	目の細分	備 考
北海道開発事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費 補助	農業競争力強化 基盤整備事業費 補助 農業競争力強化 農地整備事業 農業基盤整備 促進事業	土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業並びに土地改良法第2条第2項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業に該当するものに限る。
	農山漁村地域整備 交付金	水利施設等保全 高度化事業 簡易整備型	土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる農業用排水施設に係る事業に該当するものに限る。 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)に掲げる以下の事業に該当するものに限る。 1. 第2の1の(2)の①のアの(ア)に掲げる農地整備のうち、農業基盤整備促進事業(土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業並びに土地改良法第2条第2項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業に限る。) 2. 第2の1の(2)の①のエの(ア)に掲げる海岸保全施設整備事業のうち、浸食対策に係る事業(海岸法第40条第1項第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る保全区域において実施する事業に限る。)

別表2

項	目	目の細分	備考
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金		土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業並びに土地改良法第2条第2項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業に該当するものに限る。
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金		土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる農業用排水施設に係る事業に該当するものに限る。
農山漁村活性化対策費	農山漁村活性化対策整備交付金		土地改良法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業のうち、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)別表1の区分の欄の(4)のウの(ア)に掲げる農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流対策型))で実施する事業メニューのうち、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農地造成及び土地改良施設保全に該当するものに限る。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。